

平成 31 年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

— 第 1 号 —

○会議日時 平成 31 年 2 月 28 日 (木) 午前 9 時 32 分～午後 16 時 10 分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	松 本 賢 一	副委員長	○	村 尾 光 子
委 員	○	坂 村 哲 也	委 員	○	五 戸 豊 弘
〃	○	貝 木 幸 男	〃	○	石 田 陽 一
			出席 6 人	欠席 0 人	

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
産業振興部長	瀧 澤 卓 倫	建設水道部長	高 徳 吉 男
農 政 課 長	清 水 光 則	農業委員会事務局長	近 藤 和 行
商工観光課長	濱 野 岳 仁	建 設 課 長	栃 本 邦 憲
都市計画課長	近 藤 善 昭	区画整理課長	五 月 女 治
水 道 課 長	保 沢 明	下 水 道 課 長	長 塚 章
スマート IC 建設準備室長	伊 澤 巳 佐 雄		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	星 野 登	議 事 課 長	上 野 和 芳

○議員傍聴者 磯辺香代議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 松本委員長、秋山議長、広瀬市長

3. 概要録署名委員 石田陽一議員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明

- 産業振興部長：なし
- 建設水道部長：現在県で行っている景観行政について、平成31年度一般会計予算では都市計画事務費の中に計上され、景観行政事業としては明記されていないが、平成31年4月から権限移譲を受け景観行政団体へ移行される。景観行政団体へ移行されることにより、一定基準を超える高さや面積の建物が対象となる大規模行為の届出事務が県から市へ移譲となる。今後、景観計画などの策定にも取り組んでいく予定である。本年度においては、栃木県景観アドバイザー派遣事業等を活用し、景観に関する普及啓発を行っていきたいと考えている。

現地調査 自治医大駅周辺整備事業
天平の丘公園施設整備事業
宮前堰改修事業
市道2-7号線他整備事業

議案第1号 平成30年度下野市一般会計補正予算（第6号）【所管関係部分】

質疑・意見

【歳出】

6款1項3目 農業振興費

- 村尾副委員長：強い農業づくり交付金事業の事業費が確定したので、減額の補正予算になっている。確かトマトパークだったと思うが、この事業が完了するのはいつか。
- 農政課長：議員のおっしゃるとおり、実施主体である株式会社トマトパークによる高度環境制御栽培施設の工事費用の確定に伴う、3,350万円の減額である。この工事については、繰越明許費に、農林水産業費の強い農業づくり交付金事業2億5,650万円計上している。こちらについては、工事費用の確定に伴い、当初2億9,000万円 だったところ3,350万円減額し、翌年度に全額繰り越すことになる。工事については先ほどの現地調査での堰の工事と同様に、作業員がなかなか集まらないということで、4カ月ほど遅延が発生する見込みであり、7月末工事完成予定ということで繰り越すものである。
- 村尾副委員長：4カ月遅れるということはかなり建ちあがっている感じがするが、この補助金は100%国からの補助金で、できあがってから支払うものなのか。
- 農政課長：完成後に支払うということになる。

8款1項1目 土木総務費

- 村尾副委員長：地籍調査事業であるが、減額になっているということは、予定した所ができなかったのか、完了したが安く済んだのか伺う。
- 建設課長：これについては事業費の確定であり、予定地は計画どおり進めることができた。

8款2項2目 道路橋梁新設改良費

- 村尾副委員長：市道1-3号線と市道2-1号線であるが、完了したのか、それとも事情があつてできなかったのか。また、繰越明許費との関係を教えていただきたい。
- 建設課長：市道1-3号線については結果的には完了していない。要因としては、事業計画そのものが計画よりも遅れた。例えば土地改良区であったり、排水の問題や土木事務所であったり関係機関との協議が遅れており、用地取得まで至らなかったことにより減額している。市道2-1号線についても、今年度用地買収に向けて路線の測量や、次なるものを予定していたが、この計画についての関係する地権者の理解が得られず、路線の測量や設計まで至ることができなかったことにより減額している。2-7号線についても、設計・用地測量・補償算定の委託料とあるが、先ほど現地調査で見ていただいた2-7号線に伴う事業費であり、こちらについても用地取得がまだ困難という状況である。今年度現地の説明会を開催したが、当初予算の段階で計画したこの業務まで至らず、予算の執行残額と補償に至らなかった部分の減額ということで、事業は、まだ完了したということではない。繰越明許費との関係は、2-7号線に伴う繰越明許費への計上部分については、先ほどの現地では石橋病院から北の部分、新年度予算で対応すると説明させていただいた。石橋病院よりも南の部分で、既に関係地権者の方に理解を得て用地交渉や物件補償が済んでいるが、地権者の関係で構外移転という状況も生じている。具体的な話では、移転先が定まっていない状況があり、最終的には事業費の支払いまでいっていないということで、今回繰越明許費ということで予算措置をした上で、措置させていただいた。なので、繰越明許費については、計画した部分についての地権者の同意は得られたとご理解いただければと思う。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第4号 平成30年度下野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

質疑・意見

〔歳出〕

2款2項1目 公共下水道費

- 村尾副委員長：雨水管渠布設はどここの地区か。仁良川か。
- 下水道課長：仁良川地区の雨水の整備である。
- 坂村委員：これら工事の下水道費の支出であるが、今年度中に終わるという考えでいいのか。
- 下水道課長：こちらは繰越明許費ということで、今回補正させていただいた分は全額翌年度に繰り越しということになる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第5号 平成30年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

質疑・意見

〔歳出〕

1款1項1目 土地区画整理事業費

- 村尾副委員長：減額されたのは、建物・電柱の移転が進まなかったとの説明を受けたが、これは県道の所であるのか。
- 区画整理課長：おっしゃるとおりで、県道結城石橋線である。都市計画道路3・5・901号線の電柱移設に時間を要し、工事に入れなかったため減額する形となった。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第6号 平成31年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

質疑・意見

〔歳入〕

14款1項5目 商工使用料

- 坂村委員：夜明け前施設使用料は、これは古民家カフェの営業で、クリエイティブからいただいている使用料か伺う。
- 商工観光課長：そのとおりである。夜明け前の施設使用料ということで、1年間の売り上げを1,400万円と見込み、この85%の内の6%を使用料として計上しているものである。
- 坂村委員：遊具等いろいろと支出がふえている中で、負担金をもう少しふやしてもらおう等の動きは今のところはないのか。

- 商工観光課長：昨年も都市計画法第5条の許可ということで、施設使用料について5%、10%とさまざまな議論があった。その中で3%から10%とさせていただいており、今のところ6%で運営している。事業計画1,400万円によりその85%をいただいているが、そこまで利益が出ていない状況である。公園等の整備によってもっと交流人口や使用する人がふえ、利益が上がってくればその時に7%、8%と上げていこうと考えている。
- 坂村委員：売り上げは、これは来場者数であるが、好調であるのか。
- 商工観光課長：年度途中であるので速報値であるが、人数では一番多かったのはオープンした昨年4月で、5,165人。一番少ないのが、寒くなった1月で、1,632人。平均で2,300人ほどである。売り上げについても、4月については、216万1,000円であったが、1月になると100万円を割っており、平均で130万円ほどの売り上げである。

21款4項3目 雑入

- 村尾副委員長：宝くじ社会貢献広報事業助成金に1,000万円が入るが、この充当先は何の事業か。
- 商工観光課長：先ほど天平の丘公園の遊具設置の現場を見ていただいたが、これに充当する予定である。
- 村尾副委員長：この助成金をいただくためにどのようなルールがあるのか。申請に基づいて希望額がいただけるのか。
- 商工観光課長：総合政策課を通じて申請しているが、実際につくかどうかは微妙で、1月中にわかる予定であったが、今のところわかっていない状況である。
- 村尾副委員長：この歳入が見込めなかったときは、遊具設置事業はどうなるのか。
- 商工観光課長：単独でやらせていただきたいと思っているが、どうしてもだめな時にはプロポーザルを実施し、良い提案をいただいた上で、予算の範囲内でやれることをやるというふうに考えている。

[歳出]

6款1項1目 農業委員会費

- 石田委員：農業委員会委員報酬と農地利用最適化推進委員報酬とがある。新制度となってから初めての農業委員ということで、金額的には同じくらいで人数的にはさまざまに分かれているわけであるが、今までの制度と比較してどのように受け止めて、新制度が本当に地元合っているのかどうか。予算の審議とは少しずれてしまうかもしれないが、新たな委員としてはどのように受け取られているのか伺う。また、農地紛争和解仲介員謝礼とあるが、こういうこともやはりあるのか。

- 農業委員会事務局長：農地利用最適化推進委員は担当区域が決まった中で1人委嘱をしているわけであるが、なかなかその担当区域での現場活動というのが、一番いいのは地元のいろんな話し合いの場に参加するということであるが、その話し合いの場というのがまだ開催されていない状況であり、今後はそういった話し合いの場から農地利用の集積であるとか、集約が図れるのではないかと思っている。これについては栃木市や小山市などが既に新体制になっているので、そちらの状況も参考にしながら取り組んでいきたいと思っている。また、農地紛争和解仲介の件については農地法に規定されているが、ここ数年和解の申し立ては1件もない状況である。ただしケースによっては農業委員を和解仲介員に指定して仲介に当たるわけであるが、どうしても話がかからない場合には、申し立てた人の了解を得て県のほうにつなぐという仕組みになっている。

6款1項3目 農業振興費

- 坂村委員：地産地消推進事業の内容を伺う。
- 農政課長：事業の目的は、食と農の理解を深めて、健全な食生活の推進や豊かな食生活を育んでいくとともに、地産地消の推進を図ることである。主なものとして、学校給食に地元農産物を使っていただくということで、かんぴょうを食材として取り入れてもらい、1人あたり300円を食材費として補助している。ほかに、かんぴょう生産者連絡協議会や「とちぎ食の回廊」かんぴょう街道とか、そういう団体に加入してPRをしていくというような事業を行っている。
- 坂村委員：かんぴょう以外のもので、今後地産地消を進めていくという動きはあるのか。
- 産業振興部長：学校給食において地元の野菜を使用するというので、かんぴょうの話があった。これまでは地元の野菜も含めて地産地消ということで進めてきたところだが、これまでの常任委員会の中で、下野市の特産であるかんぴょうに特化してはどうかというご指摘があり、30年度からはかんぴょうに特化して補助を出すという形に移ってきている状況である。
- 石田委員：首都圏自然歩道管理事業の場所はどこか、日光街道のほうのことか。
- 農政課長：関東ふれあいの道というものに指定されている「アシそよぐ水辺のみち」という、祇園原から久下田の20キロメートルのルート。「風土記のみち」という、栃木市から小金井までの17.5キロメートル。それと3本目として「ゆうがおのみち」、小金井駅から祇園原8.1キロメートルの自然歩道について、シルバー人材センターに除草等管理を委託して管理しているものである。

○坂村委員： 有害鳥獣被害防止対策事業について、被害状況を伺う。

●農政課長： 大きな被害というものは今のところ出ていない状況である。植えたばかりの田んぼの稲をシカに食べられたり、イノシシに荒らされたりということが起こっており、金額的には今のところ数万円程度の被害である。また、シカについては道路を歩いている時に車と衝突したという事故も発生しており、1頭捕獲もしている。

6款1項4目 畜産業費

○石田委員： 新年度あたりから子牛が高くなったから育牛の補助も視野に入れたいということで私も切にお願いしてきたが、予算的には組めなかったのか。

●産業振興部長： 昨今、素牛、いわゆる子牛、特に肥育関係の素牛の価格高騰がかなり高止まりしているという状況である。品種によっては100万円近いということである。約20カ月、2年ほどの肥育の後に出荷するわけであるが、その間の売値と素牛を差し引いたときの利益がなかなか出ないという状況も心配されるという話もあったかと思う。31年度については、素牛直接での、例えば購入補助ということでの手当はさせていただいていない状況である。ただ市全般としては、畜産協議会、これは牛肥育に限らず、酪農また養豚関係に、違った形での移送関係の補助であるとか、防疫上の、いわゆる病気にならないような薬を投与するという面での補助は、ほかの自治体と違ってやらせていただいている状況である。また、畜産農家においてはマルキン制度というものが、全国規模の畜産産業振興機構というところで牛に保険をかけて、今言ったように手間がかかった分と売値が落ち込んでしまった場合の補償という制度もある。現在下野市においては23軒ほどの肥育農家の方が参加されているというような状況もあり、まずはその辺も一つあるということである。これはTPPが昨年12月30日に発動されたことによって、牛マルキンについては法律化されたということもあり、またEPA関係もあり、昨今の新聞を見ると、牛肉等の輸入も1月で、1.4倍というような数量がTPP関連でふえてきている状況もあるので、今後そういった状況を見させていただいた中で、具体的に効果的なものは何かということも含めて検討したいとは考えている。31年度については、具体的な素牛補助ということでは入れていない状況である。

○石田委員： 了解した。畜産補助というのはほかの農業業種よりも多いという話もあるが、公害防止対策事業ということで補助対応もしているが、主食ではないにしても牛肉は美味しく食べているというのも事実だと思うので。下野市は特に小山和牛だって相当なブランド力を持って売っているわけなので、この農家がやめないように、これから減る一方だと思うので。ある程度近隣市町を見習うのであれば、小山市などもなくなった予算をまた復活させているということなので、肥育農家が減らないように、今年度予算には編入できなく

ても次年度にはと、望みを持たせるような方向で頑張ってみてほしい。

- 坂村委員：家畜自衛公害防止対策事業について、去年の定例会の現地調査で牛舎だったか、においがということで見に行ったが、その後の対策の状況を伺う。
- 農政課長：家畜自衛公害防止対策事業については従来どおりであるが、それに加えて、消耗品費83,000円を計上している。デオマジックというにおいを消す薬品があり、それを試験的に購入して牛を飼っている方に使用していただくということを来年やってみようかなということ。大きい量ではないが、そういうことを実験的にやってみて消臭効果をみようということ検討している。

6款1項5目 農地費

- 村尾副委員長：農村公園管理事業における涼風公園トイレ撤去について、撤去に至った理由と、これは更新されるのかどうかを伺う。
- 農政課長：ただいま涼風公園のトイレは閉鎖されており、使えない状態となっているため、このまま置いておいても仕方がないので撤去するという事である。その後は更地になってしまうということになると思う、これは屋外トイレであるので。
- 村尾副委員長：閉鎖されてどのくらいの期間が過ぎているのか。これについて、市民から不便をきたしているというような声はないのか。
- 農政課長：2年前に閉鎖ということである。使われる方からは、閉鎖になっているので、壊さないでほしいという要望は今のところ受けてはいない。

6款1項6目 地域振興交流施設費

- 村尾副委員長：地域振興交流館施設費について、前回の執行部からの説明では、ここに新たなカフェテリアというのか、喫茶というのか、新たな機能を増築するような構想があるということであったが、その部分はまだこの予算には入っていないように見えるが、それが決まったらどういう形で予算計上がされてくるのか。
- 産業振興部長：道の駅しもつけの店舗展開の話でよろしいか。以前に別のところでご説明した件かと思うが、この予算立てについては、市の予算ではなくて、道の駅の整備ということであるので、こちらの予算書には計上されていないという状況になっている。

○坂村委員：道の駅しもつけ指定管理について、内訳を説明願う。

- 商工観光課長：今年度見直しを行い、31年～32年の2年間で、1年2,850万円

の2年で5,700万円の債務負担行為を起こして実施することとしている。通常は3年であるが、三王山ふれあい公園等と年数を合わせるために2年としたものである。

7款1項2目 商工業振興費

- 石田委員： 県南地方卸売市場負担金について、私の理解違いなのかもしれないが、県南地方卸売市場はまるっきり手離れしたわけではないのか。歳入の雑入で分配金というのが14,000円くらい入っているが、これでまた払い出しをするということは、これからもずっとやはり手が切れるわけではないのか。
- 商工観光課長： この負担金については、構成市町である小山、栃木、下野、壬生、野木の事務を、小山市にお願いしており、その事務費の負担金になる。歳入の分担金14,000円は栃木県中央食販に施設を貸しているため、その施設使用料が少し入ってくるので、それを各市町の割合で分配しているということである。事務はまだ続いているということである。
- 石田委員： そうすると、県南市場が続いている限り、事務費は案分で負担させられるということか。
- 商工観光課長： そのとおりである。
- 石田委員： 了解した。

- 貝木委員： プレミアム付商品券予約販売運営111万4,000円について、これは下野市商工会と石橋商工会とで案分するということか。
- 商工観光課長： この商品券については、今年度初めて予約販売したわけだが、プレミアム商品券については、石橋商工会と下野市商工会とが合同で、実行委員会をつくって実施している。今年は石橋がトップでやったが、来年は下野市のほうが代表でやるということである。来年度の内容については、まだ実行委員会で詰めているわけではない。予算的には今年度と同じような額で計上している。案分するというわけではない。

- 村尾副委員長： 産業振興計画策定委員会委員の報償費がある。これは計画を策定することだろうと思うが、この計画は以前になかったか。見直しをするということなのか。何年から何年までの計画になるのか。
- 商工観光課長： 第1次の産業振興計画については27年度から31年度までが実施期間となっているので、32年度から次の5カ年の計画ということでの見直しということになる。
- 村尾副委員長： 委員はどういう方で、何人に委嘱される予定か。
- 商工観光課長： 前は大学の先生を入れて14名であった。前は策定支援を業者に委託したということがあったが、今回はデータがあるので直営でやる

うと思っており、委員会の構成については想定でその人数にしているが、まだ決めていないという状況である。

- 坂村委員：石橋多目的広場整備事業について、昨年一般質問でも伺ったが、どのようなものになるのか伺う。
- 商工観光課長：配付した常任委員会附属資料の資料3をご覧ください。事業内容を記載しているが、1月くらいに所管が決定したので、これまでの経緯を十分把握しているわけではないが、策定した石橋駅周辺公共用地利活用基本計画では、イベント広場を念頭に実施していくということである。ただし、このままでは商工観光課ではできないので、イベントだけでなく、例えばチャレンジショップや屋台村、観光情報の発信拠点といった視点を加えて考えていかななくてはならないということで、その実施設計にかかる費用を計上している。なお、土地の購入と補償については、以前に1軒住宅があった部分を借りていたが、従来担当してきた総務人事課と総合政策課のほうが交渉にあたるということで、その分の支出はない。

- 坂村委員：下野市商工会と石橋商工会の運営費補助について、額の差は何か。
- 商工観光課長：対象経費を除いた運営費の3分の1を補助することになっており、各商工会の予算から算出している。
- 坂村委員：工場誘致奨励金の内容を伺う。
- 商工観光課長：工場の新設や増設、規模の拡大を行った際に企業への奨励金として支出しているものである。投下固定資産の総額をもとに固定資産額及び、都市計画税の相当額を補助することになっている。31年度に予算措置しているものは、28年度に申請があった下古山の企業に33万9,000円と坪山工業団地の企業に5,000万円、29年度に柴工業団地の企業に1,200万円の3件について措置しているものである。

- 村尾副委員長：産業団地整備推進事業について、事業が一步進むような感じだが、29・30年であるエリアの生物調査をされたと思うが報告書はできているのか。
- 商工観光課長：工期が来月までとなっている。先週概要版がきており、現在、県の自然環境課において修正点がないかの確認をしている段階で、最終的な成果品はまだである。
- 村尾副委員長：公表できる段階ではないということか。概要版をもらうことはできないか。
- 商工観光課長：紙ベースであるが見ていただくことは可能である。

7款1項3目 観光費

○村尾副委員長：天平の丘公園周辺管理事業の平地林内間伐について、都市計画審議会での話だったと思うが、間伐したものを市民に提供してはどうかという意見があったが、間伐の方策について新たな検討を加えたのか。

●産業振興部長：別な会議で話が出たかと思う。間伐材について、薪的に使えないかというような話だったと思うが、その時お答えさせていただいたが、間伐については平地林内を明るくするというので、主に杉材を中心として毎年約400万円先の予算で、100本ほど伐採している状況である。薪として使うには手間をかけないといけないので、それはどうなのかと、また材木の質として、クヌギ系の細めのものもあるので、大きめの杉では利用者のニーズがないのではないかと思われる。細身の木が出た時には置いておいても良いのかなということがあった。樹種などにもよるが、それらも含めて、検討を進めていく。

○村尾副委員長：検討してもらえるとということでよかったが、現在までの処分方法を伺う。

●産業振興部長：業者をお願いしてチップにして処分している。

○村尾副委員長：下野ブランド創生ということで取り組んでいると思うが、現在ブランドに登録している事業者が、市外に転出してしまうという話を聞いたが、どのように対応していくのか。お豆腐屋さんが市外にと検討されているようである。

●商工観光課長：情報がないので何とも言えないが、下野市の水や材料を使っているとか下野市にゆかりがあるとかで、宇都宮市の業者であっても下野ブランドとしているので問題はないと考えている。ただ、下野市と関係がないような商品になってしまった場合は考えていく必要がある。

○村尾副委員長：水に不安があるからということのようである。将来的に表流水を入れていく計画があるので、自前で井戸を掘るとか、市外に土地を求めたほうがいいのかもしいかなという話であった。留まってもらうような手立てがあればと思うがいかがか。

●産業振興部長：直接相談は受けていないが、ブランドに指定させていただき、また、好評を得ているとのことなので、ブランドとして市とのゆかりがあれば継続性はあると思うが、豆腐を作るには水ということがあるので、まずは生産されている方とお話させていただきたいと思う。

8款1項1目 土木総務費

○坂村委員：地籍調査事業について、いつごろ完了を予定しているか。

●建設課長：地籍調査そのものは、現在、国の第6次計画に基づき実施しているが、最終的には、国で計画しているのは第10次計画、平成で言うと65年くら

いまで順を追って実施している。いつ終了するというか、市内でも順を追って手掛けているが、国の支援と合わせながら、また地元の理解や協力を踏まえながら、適宜進めていきたいと考えている。

- 石田委員： 未登記処理・調査業務委託について、登記をされていないものが結構あると思うが、登記を専属で行っている職員はいるのか。
- 建設課長： 今年度については、登記業務と関連のある建設課内の地籍調査グループで行っているが、本来は維持管理グループで担うものと考えている。平成31年度は新たなスタッフを迎えた上で、新たな体制の中で円滑に進むよう臨んでいきたいと考えている。専従かということについては、他の業務と兼ねて対応している。
- 石田委員： 予算的な問題があると思うが、未登記処理については1年で決まりがつくものではなく、2年、3年かかるものも多くあると思うので、再任用職員などで継続的に対応しないと、職員の異動により滞ることがあると思う。再任用や臨時職員などでも専従者を雇う計画をしていく必要があると思うのでよろしく願います。
- 坂村委員： 土木総務事務費について、前年度と比較して大きく増額となっているが理由を伺う。
- 建設課長： 委託料の中の測量業務800万円が例年はない事業である。現在、市内の県道整備については、県土整備委員会に積極的に要望をしているところであるが、用地買収等、県の土木事務所においても困難な状況になっている案件がある。要望している地元としても相互協力ということで、事業の進捗に向け支援をしていきたいので、県道栃木・二宮線や鹿沼・下野線についての調査委託料を計上したため増額となっている。

8款2項1目 道路維持費

- 石田委員： 生活道路修繕事業について前年度から半減している。要望箇所が少ないのか、予算がなくてできないのかわからないが、修繕事業のシステムについて説明をお願いしたい。
- 建設課長： 予算額については大幅に減っているが、生活道路修繕事業については、最初のころは2,000万円、3,000万円と伸ばしてきており、数年は4,000万円前後で実施してきた。昨年は、地元自治会や市民からの要望が累積しており、既定の予算では処理しきれないということで持ち越しの状態となっており、昨年に限り、処理できない過去5、6年の要望に対応するため増額となっていた経緯がある。31年度については、一昨年よりは増額になっていると思うが、4,300万円となっている。道路修繕の手順については、下野市生活道路整

備修繕要綱に基づき、建設水道部長を委員長とし、産業振興部長が副委員長、委員として建設課長、都市計画課長、区画整理課長、水道課長、下水道課長、農政課長と、それぞれ道路に関係する部課長で構成する道路整備検討委員会において、さまざまな角度から検討する会議を設けている。側溝の修繕や水たまりの解消のための修繕といったものから、根本的に狭隘であり大幅な改良を伴う修繕までさまざまである。基本的には、要望書に地域の関係する方々の署名・押印をいただき、自治会長を通じて提出していただいている。提出された要望は、年2回、委員会を開催し、早ければ、当該年度の下半期に補正予算措置をして対応していくとか、検討を要するものについては、翌年度の当初予算で対応するというような流れで進めているところである。参考に、今までの生活道路に関する要望書の数については、例年、概ね10から20件で推移しているが、当該年度に解決できない、解決に非常に検討を要するものがあるので、それらが累積してしまったという状況があった。31年度の予算については、現在受けている要望をある程度、緊急性の高いものから解決できるかと考えているが、予算額については、最終的には財政当局との調整によるものである。緊急性を要する、災害など天候によって状況が変わることもあるので、補正予算などにより対応できるものは対応していきたいと考えている。

8 款 2 項 2 目 道路橋梁新設改良費

- 村尾副委員長：市道2-1号線の整備事業で、補償費が3,000万円となっているが、補償の対象は何か。ここは農地ではないかと思うが。
- 建設課長：先ほどの附属資料の図面をご覧ください。市道2-1号線上古山地内、弥五郎次橋の手前の県道を通っているその先で、ご指摘のとおり全体的にはこの地域は農村の中の集落であるが、この2-1号線については、全体が農地ではなくその集落の中を通っている道で、移転を要する対象物件があるために係る補償費とご理解いただければと思う。
- 村尾副委員長：家屋があるということか。
- 建設課長：そのとおりで、具体的に申し上げると家屋や大谷石でできた蔵等があり、そういったものが対象となるため補償費としては現在においては高額な額になってくる。

- 石田委員：市道2-1号線は土地改良の計画区域に入っているが、この道路自体はどうなのか。土地改良でいじる道路ではないのか。
- 産業振興部長：市道2-1号線は上古山地区の宇都宮境までつながる道路になると思う。石田委員の話のとおり上古山エリアで弥五郎次橋から北を中心には場整備ということで、地元での意識が高まってきている状況であるということである。地元の要望としては、弥五郎次橋から県道の上と一部下、お話

があった市道2-1号線の東側もかつて整備がされていない所もあったということで、その辺も含めてどうかという状況である。具体的にはほ場整備の事業がいつからという状況がまだはっきりしていない。ほ場整備関係についての基本となる調査が平成32年から入るようになる。そうすると実際の着手がかなり先になる状況があり、市道2-1号線の宇都宮側が既に道路ができあがっているということで、それとの接続を考えての改良工事ということもあるので、ほ場整備の時期とあってこないという形になるかと思う。仮にほ場整備が今後この2-1号線の東側エリアも入ってきた場合には、その農地の中でほ場の形を計画していくということになっていくのかと考えている。

- 石田委員：地元の説明会を行いながら、建設委員というかその代表者も決めて、今まさにスタートしているところであるが、この道路を除いたエリアだけを土地改良にするということで、補助金の問題もあるが。この道路がちゃんと単独で整備ができるのであれば、ほ場整備でこの用地を確保しなくても済むわけである。農政課の中で農道としての整備や一般市道としての整備ということで、重複しないように。今までずっと待つてできなかった。宇都宮地区は舗装になったが、石橋地区はそのまま傷んだ道路だということで、批判は受けているが、何とかなるよと、今度はなるよということで話が持ち上がってきているので。土地改良でやるとそれほど補償費が付かない。ビニールハウスなどは出るだろうが、蔵を寄せるということは土地改良ではないので、物件移転というのは土地改良ではほとんど出ない。うまく予算の使い分けをしながら、整備を進めていただければ何ら問題はないと思うので、よろしく願います。
- 産業振興部長：ほ場整備事業の面から見ると、ほ場整備区域の中に市道なり道路が入ってくるということになると、その底地の部分の非農用地ということで土地代のお金が入ってくると、事業費に充てることができ、地元負担が軽減されるという形になってくるかと思う。今回の道路事業を見てみると社会資本整備ということで、補助金がついている。ほ場整備サイドとしては現在計画しているのが中間管理機構関連事業ということで、農地集積をすることによって地元の負担がなしでもできるような整備を進めて行きましょうというような流れになっている。地域が盛り上がってそのような方向に行けるのであれば地元負担がなくてもできるということになってくるので、非農用地の購入費用を事業費に充てて負担軽減ということは考えなくてもうまい具合に収まってくれるのかな、ということで考えている。
- 石田委員：農政課と建設課の配置は近い位置にあるので連携して。地元の人はこちらでもいいから整備してほしいが、ここ2、3年で何が何でも整備してもらわなければ困るということではないと思うので、無駄のないようにお願いしたいと思う。
- 村尾副委員長：市道2-7号線関連の委託料の中に都市再生整備計画事後評

価とある。南側の所と思うが、この評価の内容、事後評価をするというこのことはどういう制度の一環でなされることになるのか伺う。

- 建設課長：事後評価については、都市再生整備計画事業に基づく国庫補助で、こういったものを導入した場合には、この事業をやることによってどのように地域の方々への環境が改善されたか、利便性が良くなったか、生活環境が変わる等の、単に道路整備事業だけではなく都市再生整備事業としての位置付けであるので、この事業に限らず必須事業となっている。ほかの事業についても同様に、事後評価というものは今後出てくると考えていただければと思う。
- 村尾副委員長：了解したが、委託ということになっているので、どういう事業所に委託することになるのか。
- 建設課長：道路整備をやってきた、あるいはトータルでまちづくりをやってきたコンサルタントに委託をして、検討の中では単に業者への委託ということではなく、プラス学識経験者。例えば大学教授を筆頭とした方々の意見を加味しながら、最終的にはこの事後評価を行っていくというようにご理解いただければと思う。
- 村尾副委員長：最終的にはコンサルタントの意見だけではなく、市としての意見が加えられるということですね。
- 建設課長：そのとおりである。
- 石田委員：同じく市道2-7号線について、本日現地調査もさせていただいたが、地元として考えるのに、今あそこに新たな道路を抜く必要性が本当にあるのかということで、一番考え悩むところである。

- 石田委員：1-8号線は現在工事を進めているが、いつ頃交差点が完了して、都市計画道路の部分は別としても、完全開通というか、1-8号線が西東に、4号線から西へ行く開通はいつ頃の予定になっているか。
- 建設課長：今工事をやっている笹原交差点、この部分の開通がまず大きな1つのご質問と思う。基本的には年度内で開通させるということで計画は進めてきたが、結論から申し上げますと年度明けの数カ月、4月ないし5月とか、その頃にはなってしまうというふうに考えている。1つ大きな理由としては、今回の補正予算の中でも繰越明許費ということで上げさせていただいたが、大きな要因とすればあそこに信号が設置されていたわけである。つい3週間くらい前にやっと信号の移設が済んで、これも当初の予定だともっと早い段階に済むはずだった。どうしても県警察のほうの事業になってくるので、そちらとの調整等に少し時間を要したということが具体的にあり、年度内の完了は望めないため、年度明けの5月頃にはなってしまうと思うが、そのまずは開通。国道4号線の笹原交差点、あそこがきれいな形になろうかというふうに見込んでいる。それから最終的に、中ほどに、中間地点に、新たな県道鹿沼下野線

との大きな交差点ができるが、これについては県のほうで交差点改良とも事業が進捗した段階で来るわけだが、それを除いたことと言えば31年度。今現在歩道部分についてはもう舗装は終わっている。車道部分については舗装を2層仕上げにするわけですね。現在は、下の層の基層のみ舗装となっているが、国道交差点の改良工事が終わってから、最終的な表面の表層を乗っけるというような計画をしていたわけだが、31年度にはその表層を乗っけて、最終的には今現在用地買収、地権者の方々の協力が得られている部分については開通させるというようなことで考えている。ただ一部、まだ地権者の方の合意を得ていない部分が西側のほうに若干あるので、それについては引き続き用地交渉を進めているところである。

8款4項1目 都市計画総務費

- 坂村委員： ブロック塀撤去費補助金について、これはことしからの予算か。昨年度の事故を踏まえての予算付けであるのかを伺う。
- 都市計画課長： 委員ご指摘のとおり、昨年大阪のブロック塀が倒壊したことによる事故をふまえての、国などが中心に制度を進めており、それに伴う補助金である。これについては、倒壊の恐れがある危険なブロック塀の撤去を推進することにより、災害発生時の避難路の確保、それと学童の通学時の安全を確保するというを目的に行うものである。交付要件としては、市が指定した避難路、通学路等に面したブロック塀、それと建築基準法施行令に適合しない危険なブロック塀が対象となる。今のところ3年間の期間限定ということで予定はしているが、3年経過後に見直す可能性も含んでいる。補助額については、ブロック塀撤去に要する費用に対して、補助率が3分の2、限度額が20万円となっている。
- 村尾副委員長： ブロック塀撤去補助について、対象者に個別通知するのか。それとも広報等に掲載して申請してもらうのか。
- 都市計画課長： 対象者が把握しにくいということがあるので広報やホームページで周知することを考えている。

- 坂村委員： 空き家対策事業における、食糧費6,000円の内容を伺う。
- 都市計画課長： 空き家バンクの運営については、空き家バンク運営会議というものを組織している。これは宅建業者等を中心に組織している会議であり、この時の飲物代である。

- 村尾副委員長： 都市交通マスタープラン策定事業について、今回は事前調査ということである。総務常任委員会所管だと思うが、65ページに地域公共交通網形成計画策定事業というものがあり、それと関係するのではないかと思う

がいかがか。

- 都市計画課長： 委員ご指摘のとおり、この都市交通マスタープランは市の道路交通と公共交通が関係してくる計画である。現在、こういう市全体のマスタープランがない。合併から12年が経過した中で、新庁舎建設や周辺道路の整備、スマートインターチェンジの整備等状況が大きく変わっている中で、そういう都市交通の将来計画を策定するというものである。
- 村尾副委員長： これは31年度ででき上がるものか。
- 都市計画課長： 31年～33年の3カ年をかけて予定をしている。31年については事前調査ということで、現況調査や市の特性分析、それと都市交通に関する課題の整理等を行う予定である。
- 村尾副委員長： 地域公共交通網形成計画策定には、この結果は間に合わないということになるのか。
- 都市計画課長： 地域公共交通のほうは31、32年の2カ年だったと思うが、こちらが1年遅れでの策定になるわけだが、当然お互いに関係してくるので、その辺は連携を取りながら、調査などでも共有できるものは共有しながら、策定を進めていきたいと思っている。

- 五戸委員： 定住希望者住宅取得支援事業について、家庭菜園整備費3件、限度額20万円とあるが、これは家庭菜園の広さなのか、それともそれにかかるいろいろな機械だとかそういうものなのか。20万円という金額の内容を伺う。
- 都市計画課長： こちらについては東京圏から移住されてくる方への補助であり、移住に伴い家庭菜園を整備する場合に、工事費の支払いを市のほうで20万円を限度に行うというものである。
- 五戸委員： 工事とはどういう工事か。
- 都市計画課長： 家庭菜園の造成工事である。家庭菜園として使えるまでの整地とか、そういうものの工事である。

8款4項4目 公園費

- 村尾副委員長： 公園施設維持管理事業の柴公園のシェルター修繕について、シェルターということは屋根の修繕なのか。
- 都市計画課長： 柴公園内、児童館のすぐ東にあるコンクリートの柱の上が屋根になっているものであり、コンクリートが一部劣化して剥がれ落ち、鉄筋がむき出しになっていたり、屋根の錆が目立ってきているので、その部分の修繕を予定している。
- 村尾副委員長： シェルターという名称は避難場所なのか。用途は何か。
- 都市計画課長： 避難時の活用は想定していないが、夏場の日よけ、雨よけという意味での施設である。

- 村尾副委員長： 蔓巻公園については遊具設置であり、コアラ公園は遊具改修となっている。それぞれの内容を伺う。
- 都市計画課長： 公園施設長寿命化に基づく事業として、コアラ公園は遊具を撤去し、新たに2基設置し、蔓巻公園については、築山にあるターザンロープと複合遊具、テーブル等の改修がある。また、蔓巻公園については、前回の議会で高橋議員から質問のあった健康遊具の設置を行う予定である。
- 村尾副委員長： 三王山ふれあい公園管理事業について、30年度はここにグランピングなどに活用するウッドデッキを設置するとのことであった。31年度はそれに関わる管理料というのは委託費に含まれているのか。
- 都市計画課長： 30年度にグランピングの施設の工事を行い、運用については指定管理者の自主事業として運営していく。自主運営の中で、指定管理の中で料金等を決めて運営することになる。
- 村尾副委員長： いつから運用されるのか。
- 都市計画課長： 現在、運用について協議しているところであり、4月から運用したいと考えている。

[所管変更となる事業]

- 松本委員長： ここで、平成31年度から所管が変更となる事業について質問を受けたいと思う。歳入については、16款2項3目 衛生費県補助金のうち、循環型社会形成推進交付金及び合併処理浄化槽設置費補助金の2件について質問を受ける。歳出については、4款1項3目 環境衛生費のうち、浄化槽設置補助事業について質問を受ける。

[歳入]

16款2項3目 衛生費県補助金

- 村尾副委員長： 循環型社会形成推進交付金は何の事業に充てられるのか。
- 下水道課長： いずれも合併処理浄化槽の補助に充てられるものであり、循環型社会形成推進交付金については、県を通じて入ってくる国の補助金である。合併処理浄化槽設置費補助金については、県の補助金になる。
- 村尾副委員長： 申請すれば両方もらえることになるのか。
- 下水道課長： 該当する場合は両方対象になる。国が2分の1、県が4分の1である。
- 石田委員： 該当しない場合はどのような場合か。
- 下水道課長： 下水道の整備がすでに予定されている場所については、補助対象から外れる。浄化槽整備の地区が対象になってくる。ただし、下水道の整備区域であっても、認可区域など整備まで至らない区域というものもあるので、その場所については、国の部分のみ対象となる。
- 石田委員： 国が出すのはどちらか。

- 下水道課長：下水道区域で認可区域に入っていない場所は、国の補助対象になる。浄化槽区域については、両方が対象になる。

[歳出]

4款1項3目 環境衛生費

- 村尾副委員長：新たに設置する浄化槽の場合には、管理が下水道事業で請け負うとか、そのようなことはしていないのか。
- 下水道課長：個人が設置したものについて申請を受け、補助基準額により補助を出す形である。
- 村尾副委員長：浄化槽の維持管理についてどこが行っているのか。
- 下水道課長：維持管理も個人が行うものであるので、市は補助金を出すだけである
- 村尾副委員長：かつて下水道の事業計画区域であったと思うが、浄化槽があるところの管理がきちんとできるように、個人が浄化槽の業者に委託するのではなく、行政が行うような仕組みがなかったか。下水道料金を払うような形で使用者が市に管理費を払うような形。そのような例はなくなっているのか。
- 下水道課長：現在、市で浄化槽を設置して個人に使ってもらうというのが4件ある。それは下水道を整備する上で、下水の管を通すことができないような場所だが下水道の整備区域にある場合で、市で浄化槽を設置し、管理についても市で行い、個人からは通常の下水道使用料をいただいているというものが4件である。それ以外の浄化槽は全て個人で維持管理する形になる。

11款1項1目 公共土木施設災害復旧費

- 貝木委員：公共土木施設災害復旧費では、予算措置1,000円であるが、予算附属資料の12ページ、目的別・性質別集計表の11災害復旧費には254万1,000円とある。このことについて伺う。
- 建設課長：所管外ではあるが参考までに、9款1項5目災害対策費の災害事業について、予算統計上の分類により目的別の災害復旧費に数字が記載されているものである。
- 貝木委員：附随して、12ページの7商工費、8土木費の合計について、9ページの額と異なっているのは今の説明と同じことと考えてよいか。
- 建設課長：先ほどの説明と同じ考え方ということでご理解いただければと思う。

[総括質疑]

8款4項4目 公園費

- 村尾副委員長：公園が一括管理されているが、最近各公園に管理者名を記した看板が設置されている。どこが実施したのか。

- 都市計画課長：公園の一括管理においては、造園業組合に管理を委託しているが、看板は組合で設置した。
- 村尾副委員長：市街地を歩いているときに、近隣の方から看板の向きがどうなのかという指摘を受けた。看板設置のルールは造園業組合が決めているのか。
- 都市計画課長：市からの指導はしていない。組合で考え設置しているが、公園の利用者だけでなく外から見てわかるような看板の向きについて指導していきたい。
- 村尾副委員長：指摘を受けたのは原山公園である。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

延 会

平成31年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成31年3月1日(金) 午前9時30分～午前11時15分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)						
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名	
委員長	○	松本賢一	副委員長	○	村尾光子	
委員	○	坂村哲也	委員	○	五戸豊弘	
〃	○	貝木幸男	〃	○	石田陽一	
			出席	6人	欠席	0人

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	瀧澤卓倫	建設水道部長	高德吉男
農政課長	清水光則	農業委員会事務局長	近藤和行
商工観光課長	濱野岳仁	建設課長	栃本邦憲
都市計画課長	近藤善昭	区画整理課長	五月女治
水道課長	保沢明	下水道課長	長塚章
スマートIC建設準備室長	伊澤巳佐雄		

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	星野登	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 磯辺香代議員、中村節子議員、石川信夫議員

○一般傍聴者 なし

1. 再 開

2. あいさつ 松本委員長

3. 事件

議案第10号 平成31年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業
特別会計予算

質疑・意見

[歳出]

1款1項1目 土地区画整理事業費

- 村尾副委員長：委託料の中に事業計画変更認可申請書作成があるが、どのように変更するのか内容を伺う。
- 区画整理課長：現在地権者の方と換地の調整を行っており、調整がつき次第換地の変更に伴う事業計画の変更という形になるが、まだ交渉が成立していないため、そういったところで昨年度も予算化したが本年度も予算化させていただいている状況である。
- 村尾副委員長：時間をかけて交渉を続けてこられたと思うが、市はどのように変更したいとしているのか。その方がどこで納得できないのか、状況をお知らせ願う。
- 区画整理課長：事業の完了に向けてどのような方法があるのか、どのように進めれば期間の短縮、経費の節減が図れるのか県とも相談しながら進めている状況である。その移転ができる、できないというところで、移転が可能であれば事業計画の変更はなくて済むが、移転ができない状況を解消するために、道路を若干変更をかける等進めながら関係地権者と面会をしているところである。詳細については申し上げにくいこともあり、それぞれの思いもあるので、どの方向で進めるということは、申し訳ないが今の段階では申し上げられない状況である。その状況をうまく調整できればということで進めているところである。面会できないという状況ではなく、地権者の方へ足を運んで交渉を進めているので、この先状況の変化は見受けられるのかというところであるが、詳細についてはこの辺りとさせていただきたいと思う。
- 村尾副委員長：ここがまとまらないと毎年補償費を支出し続けることになっていくが、今後の見通しはどうされるのか。これまでと同じような面会を重ねながら納得していただく案を作り出すということをしていくほかはないのか。
- 区画整理課長：おっしゃる通り、事業期間があと2年と迫ってきている。その2年の間にどこまで進められるかということもあるが、期間の延伸は避けられないのではないかとこのところである。そういった中で、県からもさまざまな指導をいただき、解決に向けてこれまでもさまざまな方法を取ってきている。方向性が見えなくなった時には、最終的な判断となってくると思うが、まだ面会等できているので、もう少しその方向で推進していければと考えている。
- 村尾副委員長：大変なお仕事でしょうが、努力を続けていただきたいと思います。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第11号 平成31年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業
特別会計予算

質疑・意見

[歳入]

4款1項1目 不動産売払収入

- 村尾副委員長：保留地処分金1,696万8,000円が計上されているが、31年度の売却見込み区画数はどのくらいを見込んでいるのか。
- 区画整理課長：予算上は2件の保留地の売却を見込んでいる。28年度に2件、29年度に6件、30年度は8件と伸びているため、これまで1件の予算化がされていたが2件ということで予算化させている。

[歳出]

1款1項1目 土地区画整理事業費

- 村尾副委員長：委託料の中に、都市再生整備計画フォローアップ計画書作成とあるが、昨日はこの都市再生整備計画の事後評価ということであったが、フォローアップというのはどのようなことをするのか。
- 区画整理課長：都市再生整備計画の事後評価は2年前の29年度に行っている。それに基づき、その成果と今後の改善に向けた方策を計画する内容となっている。
- 村尾副委員長：これは具体的にはどの部分を対象としているのか。
- 区画整理課長：平成29年度の事後評価が行われており、事後評価をホームページにも掲載させていただいている。その内容に基づき狭い道路が広くなりどのように生活が便利になったとか、公園がどのように利用されているか、防災設備が活かされているか等の内容についての検証が行われる予定である。
- 村尾副委員長：仮設住宅の清掃費と除草費が入っている。現在仮設住宅がどこに何棟ぐらいあり、入居率はどのようにになっているのか。
- 区画整理課長：第一工区に2棟、第二工区に2棟ある。現在、第二工区の2棟が2棟とも使用されている状況である。第一工区の2棟については現在空いている状況である。
- 村尾副委員長：第一工区の2棟が空いているということであるが、入所対象者は第一工区に限っているわけではないですね。
- 区画整理課長：お見込みの通りで、第一工区、第二工区どちらの方でも入居できるような状態である。
- 村尾副委員長：発掘調査はどこ場所か。いつまで続けるのかを伺う。

- 区画整理課長：附属資料の6ページをご覧願いたい。第二工区の図面で、赤く塗られている部分が次年度の補償予定の場所となっている。その中の⑥(6街区)辺りの場所を発掘予定地とさせていただいている。調査の進捗については何が出てくるのかわからないこともあり、期間については申し訳ないが申し上げられない状況である。
- 村尾副委員長：補償費の物件移転及び使用収益不能補償は、附属資料の説明によると第一工区に1件、第二工区に9件あり、この9件の内補助対象となるのが2件ある。国の補助と思うが補助対象となる要件を伺う。
- 区画整理課長：国の補助を利用しての補償対象を2件予定しているが、特に縛りはなく、単費でやっても構わないところであるが、確実に年度内で補償が完了できるような場所を優先的に選ばせていただいている状況である。
- 村尾副委員長：了解した。予算書には直接出てこないかもしれないが、南北に通っている都市計画道路の完成見込みはいつになるのか。
- 区画整理課長：県道と西坪山工業団地との交差点については、電柱等の移転が終わり用地を空けて、その下にインフラ整備等が入ってくる。それが終わり初めて道路が完成する形となる。道路完成後には交差点の協議のようなものが入ってくるため、それを考えると計画では2年から3年先になるのではないかと見込んでいる。
- 建設水道部長：先ほどのお話の補助対象について、国庫補助の対象となるものは、都市計画道路とその道路を結ぶ主要な道路についてのものが国の補助対象となるので、その物件をどの物件にするかは、市の判断であるということをご理解いただきたいと思います。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第12号 平成31年度下野市水道事業会計予算

質疑・意見

- 坂村委員： 予算規模を伺う。
- 水道課長： 公営企業会計には収益的収支と資本的収支があり、単年度決算である。収益的収支は、その年の収益とそれに伴う費用であり、事業費としては支出の9億1,097万8,000円ということになる。資本的収支については、建設改良費や企業債元金の償還などが入ってくるが、こちらの費用が、収入として2億650万円、支出として7億5,670万6,000円である。収益的支出と資本的支出を足した金額が、一般会計でいう事業費の支出になる。

[収益的収入及び支出]

支出

1款1項5目 資産減耗費

- 坂村委員： 配水管除却費等とあるが、件数や場所を伺う。
- 水道課長： 配水管布設替工事を行っているが、今ある配水管の横に新しい配水管を布設するわけであるが、以前の配水管が使用できなくなるので除却と試している。場所については、附属資料8ページをお開き願う。布設工事と布設替工事があるが、布設替工事については新しい配水管を布設することになるので、その部分の配水管は除却の対象となる。
- 貝木委員： 平成30年度及び31年度の水道事業予定貸借対照表における現金預金について、比較すると9,000万円ほど違うのは未収金によるものか。
- 水道課長： 収支で出した結果がこういう形になるわけですが……
- 貝木委員： 6億くらいの現金預金のうちの9,000万円というと、比率にすると結構大きいと思うので、何かあったのかと。未収金が同じような9,000万円くらいなのでその関係かと思い、聞きたいと思ったが。
- 水道課長： 未収金というわけではない。またこちらについては、予算上は9,000万円くらいの差があるが、最終的な執行残額において7,000～8,000万円おきるので、そのくらい見込んでいる金額が30年度の数額になっている。31年度についてはそういった支出を見込んでいないので。31年度はまだ予算であるので、執行残等を考えずに計算している結果、こういう形になってきている。
- 貝木委員： 現金預金という名目があるので。通帳か何かわからないが、現金預金というのは現金なので、ちょっとお聞きしたかった。1年間で9,000万円というのは大きな差であると思って。
- 水道課長： 確かに31年度については、事業費において、資本的支出が5,000万円ほど多くなっているんで、そういったところも要因になっているかと思う。
- 貝木委員： 私の見方が間違っているかもしれないが、30年度の現金預金が5億9,000万円、31年度は5億300万円だと思う。6億近い総額のうち1年で9,000万円というのは結構大きい額かなと、なぜかというのをちょっとお聞きしたかった。
- 水道課長： 水道会計においては、収益的収支と資本的収支、それともうひとつ内部留保資金というものがあり、その中に現金化したものがある。単年度の収入と支出について、同じ金額があるわけではなく、支出で足りない部分については内部留保資金を資本的な形のほうに取り入れて調整するような形になっている。現金化のところに建設改良積立金や減災積立金など、内部留保資金の中にはそういったお金があり、そちらから補填している状況があるので。貸借対照表においては、そういった形で現金化が少なくなっていることがある。
- 貝木委員： 利益剰余金合計と剰余金合計についても、やはり30年度よりも31

年度のほうがふえている。これについても今の説明と同じでよろしいか。

- 水道課長： 利益剰余金については、単年度において収入支出の関係、純利益がいくらあったかとか、減価償却費とか、長期前受金戻入の歳入の部分について、実際にはお金が入ってこないところで調整がある。そういったところの調整の金額によって利益剰余金の金額が決まってくるわけである。それで、そのお金については、毎年資本的支出がどれくらいあるかによって、単年度の内部留保資金とか消費税調整額とか、その辺の金額によって多少変わってきている。31年度については多少多くなっているが……
- 貝木委員： 先ほども言ったように、1%とか2%とかではなく、1年にしては額が少し大きいかなと思ったので、どういうことか聞きたかっただけである。
- 水道課長： 予算の調整の中でやっており、こういった形になる。

[資本的収入及び支出]

収入

1款3項1目 補償金

- 坂村委員： 5ページの国道4号線共同溝補償金について、場所と内容を伺う。
- 水道課長： 場所については、配付した資料の8ページをご覧ください。工事名はヨークタウンの東側の国道4号線になる。道路の西側の歩道内に水道管があるが、そこに国土交通省で電線共同溝を整備する計画がある。それに伴い既設の水道管が支障となるので、移設を行うものであり、その費用を国土交通省からいただくことになっている。これについては今年度も計上していたが、工事ができないということであり31年度にも計上した。
- 村尾副委員長： 6ページの企業債の償還にかかる利息というのは、支払利息に入っていると思うが、これは貸借対照表ではどこに入ることになるのか。
- 水道課長： 調べさせていただきたい。ただ、収益的収支の企業債の利息については収益的収支の中で支出している。元金については資本的支出になる。
- 村尾副委員長： 貸借対照表というのは、収益的収支と資本的収支の両方が含まれるので、利子がどこに出てくるのかと思ったわけである。元金は負債の部の流動負債に出てくるが、利子はどこなのかと。流動負債のうちの企業債は元金だけでなく利子も含めて記載されているのか、そのあたりを詳しく伺いたい。31年度末の段階での内部留保資金の総額はどのくらいになるのか。つまり、資本的収支の不足する分は内部留保資金も充当することになるが、それでもなお余る部分があるのかを伺いたい。
- 水道課長： 資産流動の中の現金預金については、内部留保資金として考えてよい。例えば、31年度については5億347万4,268円になる。

- 村尾副委員長：現金預金イコール内部留保資金と考えてよいということか。
- 水道課長： そのような考え方でよいが、そのほかに投資有価証券3億円についても内部留保資金から充てているので、合計で8億円はあるという状況である。
- 先ほどの企業債の支払利息であるが、キャッシュ・フローには入っているが、貸借対照表には入らない。
- 村尾副委員長： 先ほど附属資料で、事業の場所を伺ったが、右側のところに黄色い背景の枠で重要給水施設配水管更新というものが2カ所あるが、磯部地区のほうが配水管の径が150ミリということで太くなっている。一方で、塚越橋や坪山橋の配水管布設については径が100ミリということで、磯部よりも細い管ということだが、管の径はどのような要因で決められるのか。
- 水道課長： 管の口径については、流末の水の需要によって決めている。重要給水施設の配水管工事について、磯部地区は従来から150ミリの管、東根地区は従来から100ミリの管であったため、その布設替えということである。橋の連絡管についても、最低でも100ミリでつなぎ合わせるということで、コンサルタントを入れて設計し、計画している。前後も100ミリの管になる。
- 村尾副委員長： 31年度の田川にかかる橋の配水管布設が完了したら、南河内地区の第一配水区と第二配水区がつながるといことになるのか。
- 水道課長： これらを施工するとつながるといことになり、供給できるといことになる。
- 村尾副委員長： 32年度から供給が可能ということか。
- 水道課長： 可能となるが、どのくらい影響が出るかということもあるので、これから慎重に検討する。
- 村尾副委員長： 26ページ、資本的収入及び支出の支出で、31年度からの補助交付金、配水管布設工事費補助金について、説明では、自己負担で配水管を布設したときと伺ったような気がするが、補助制度の内容について伺う。
- 水道課長： 配水管布設工事については、個人で布設した場合に自己負担の2分の1、上限を50万円までと設定している。
- 村尾副委員長： この制度はこれまでもあったのか。対象者があるだろうという見込みと思うが、対象者は何件くらいあるのか。
- 水道課長： 以前からあったものである。今年度の実績はないが、29年度は0件、28年度は2件、27年度は1件、26年度は4件である。予算上200万円なので、50万円の4件分を見込んでいる。
- 水道課長： 先ほどの内部留保資金のことであるが、予算書17ページの貸借対照表の左側と申し上げたが、右側の資本の部の利益剰余金の合計欄9億6,375万8,350円であるので訂正する。
- 五戸委員： 配水管の交換について、あとどれくらいが残っているのか。また、

1メートルあたりの費用はどれくらいかかるものなのか。

- 水道課長：配水管の布設替えは全部で約500キロメートルある。現在進めているのは、石綿管や塩ビの配水管を先行して布設替えを行っている。昨年策定した水道施設の施設整備基本計画で、計画的な配水管の布設替えをうたっており、それにより優先順位をつけて、まずは病院への管や流末が多い口径の太い管について優先的に進めていく。何年ぐらいとか、あと何キロメートルというのは出していない。費用については、条件によって変わってくる。例えば県道の下では高額であったり、市道の歩道部分では安く済んだりということがあるので、現在進めているところで、4～5万円から7～8万円くらいの範囲で施工しているところである。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第13号 平成31年度下野市下水道事業会計予算

質疑・意見

- 村尾副委員長：予算書8ページの下野市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を見ると、先だっのコンサルタントの講師による勉強会からは、下水道事業は良好な経営状態であることがわかるが、19ページ貸借対照表、負債の部の3の固定負債(1)企業債、イ その他の企業債190万円が計上されているが、これは何の企業債なのか。
- 下水道課長：企業債190万円については31ページをご覧ください。企業債区分の一番下、流域下水道その他の企業債で県が運営している流域下水処理場で公営企業会計の適用を進めている。それに関してかかる費用を、宇都宮市、上三川町、下野市で案分して負担金を支払うが、その負担金に対して起債が100%可能ということなので、その190万円を起債として借り入れるということである。
- 村尾副委員長：今一つのみ込めなかったが、説明いただいたのは、その上にある流域下水道事業債とは性質が違うものなのか。分けて掲載する理由は何か。
- 下水道課長：流域下水道事業債1,380万円については、流域下水道の整備に関して借り入れを起こすもので、下はいわゆる事務費となるが、公営企業へ移行に係る事務経費ということで、内容がわかるように別々に計上している。
- 村尾副委員長：流域下水道事業の事務費負担金として支出する部分の起債と理解してよろしいか。
- 下水道課長：事務費のほうで負担している部分に含まれるのが190万円である。32、33ページであるが、資本的支出の流域下水道費の1,600万円というところが整備費になるので、整備費の起債のほうはこちらに該当するようになる。

- 村尾副委員長：もう一点、32、33ページの企業債償還金の中の企業債元金が6億4,271万8,000円あるが、19ページの貸借対照表を見ると、流動負債の企業債が6億6,685万987円となっているが、どうして数字が合わないのか。
- 下水道課長：調べさせていただきたいと思う。
- 村尾副委員長：先に30年度公共下水道事業補正予算を議決したが、国の補正予算による事業分を全て繰越明許にしたが、それはこの31年度の予算案には入っていないのではないかと思うが、将来的には、あれはどのような形でどこに入ってくるのか。
- 下水道課長：今回の補正で上げた雨水の整備については、あくまでも30年度の事業ということであるが、30年度末までに完了できないので繰り越すということで、あくまで30年度の予算を繰り越して31年度で完成させるということになる。当初予算とは別ということと考えていただければと思う。
- 村尾副委員長：30年度の決算で現れてくることになるのか。
- 下水道課長：31年度に繰り越したので、繰り越しについて決算は、32年度の決算で報告という形になるため、31年度の決算時にはその数字はまだ入っていない。31年度で事業を行うので、31年度で事業が完了して、その結果を32年度で報告するという形になってくる。
- 貝木委員：業務の予定量であるが、勉強会では給水戸数は21,900戸と説明を受けたが、水洗化戸数は、19,400戸ぐらいなので、残りの400戸ぐらいは浄化槽ないし、くみ取りということなのか。
- 下水道課長：水洗化戸数については、公共、特環、農業集落排水の合計ということで、差額分については、合併処理浄化槽整備地区の件数という形になる。
- 下水道課長：先ほどの村尾委員のご質問であるが、平成31年度当初予算19ページ、流動負債の企業債6億6,685万987円と33ページ企業債元金6億4,271万8,000円の差について、19ページの表は平成32年3月31日現在であり、翌（平成32）年度に返還する金額となっている。なお、平成31年度に返す金額は17ページ流動負債の企業債6億4,271万6,831円で端数処理の違いがある。
- 31ページ、流域下水道の建設費の起債と事務費、会計移行の起債について、別々に支出すると説明したが、33ページ、流域下水道負担金1,606万3,000円からともに支払っている。
- 村尾副委員長：31ページ流域下水道その他の企業債190万円は事務費分の起債か。
- 下水道課長：県事業の流域下水道も企業会計へ移行するため、その事務費の案分により下野市から支払う分の起債となる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第20号 市道路線の認定について

質疑・意見

- 村尾副委員長：市道8382号線は、今回認定する前は市道認定されていなかったのか。
- 建設課長：今までは市道認定していなかった。資料の位置図番号2の図面の左手、この図面ではまだ農地のように見えるが、ここについて合併後、平成19年、20年に南側を駐車場、北半分を芝生の広場として整備した。その時にこの多目的広場整備事業の導入路としてかつては農道であった部分を整備し、多目的広場の導入路として管理してきたが、実態とすれば地域の生活道路の重要な路線にもなっており、今後の維持管理を考えた場合に道路として管理していったほうが望ましいと今回判断し、新たに認定ということでお願いしたものである。
- 石田委員：道路の形状はどのようなか。現場を見ていないので、側溝が入って何メートルとかいうものか。
- 建設課長：今回時間の関係もあり現地を見ていただけていないので、現場の写真を用意したので配付させていただく。
(資料配布)
- 建設課長：まず、別処山公園の脇の道路について説明させていただく。お手元に配付した2枚目、写真をご覧くださいとご理解いただけたと思うが、既に2車線の車道を備え、歩車道を分離させて、歩道の外に側溝も備えて、雨水排水の対策も講じられているような、どちらかと言うと高规格的な道路という現状である。先ほど申し上げたとおり、道路として整備してきたわけではなく、多目的広場整備の中で位置付けしてきた経緯があり、これまで導入路として管理してきた。重複になるが、実態とすれば地域の生活道路。管理の財源として、道路台帳の中に位置付けすることによって、今後の普通交付税の基準財政需要額のほうにも算入されるという要素も持っているので、財政的な側面を考えて、今回認定ということで管理を整理してきたところである。
- 石田委員：了解した。立派な道路なので、これは道路ではなく公園整備で、公園の面積からはこの道路は抜けていたのか。一緒に入っていたのか。
- 建設課長：合併特例債の有効活用を図るという一つの方法の中で組み入れた事業であるが、公園の面積の中に位置付けされているかと言うと、この道路については除外してある。
- 石田委員：当初から除外はしていたが、道路ではなかったということですね。了解した。
- 村尾副委員長：もう一件の市道2438号線のほうであるが、これは開発によって

つくられた道路ということであるが、どこの区域を開発されたのか。いただいた図面のどこからどこまでか。

- 建設課長：この図面の中では若干わかりづらいと思うが、今回お示しした2438の底地の部分、この道路の西側に2235号線があるが、ここまでの間の地域を開発してきた路線となる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

【要望事項】

- 石田委員：市道2-7号線の件に関して、今後慎重審議を続けて早期決着をつけたいということが委員会の中の意見だということ、支障のない範囲で付け加えていただきたいと思う。
- 村尾副委員長：別件で付け加えたいと思うことがある。予算書にはないが、現地調査で、アグリツーリズムの改修箇所を見せていただいた。行政は事務局としてそれにかかわっているということであったが、市としてもより積極的に支援する体制を取っていただきたい。
- 産業振興部長：吉田村アグリツーリズムを昨日見ていただいたが、村尾委員から事務局とお話があったが、市は事務局でもない。アグリツーリズム協議会の中の一メンバーということで入れさせていただいている。基本的に地元の若い方たちが、吉田村を昔のように元気くしようということで動き出した中で、国と直接やり取りした中で、将来的には農泊拠点としたいということである。市としても倉庫の中にかつて発掘した物があり、開発の関係もあるので、発掘した物に関しては瓦などもあるが早期に動かして、場所を明け渡す。開発の関係についても、今回改正した観光振興計画の中で、グリーンツーリズム的な意味合いのエリアとして設定させていただいているということでの、開発について県とも調整させていただいて、そのような計画の中であれば吉田村の構想も話が進められる。協力させていただいているというスタンスでいる。予算書の中に上がってきているところではないが、側面からのお手伝いをさせていただいているといった状況であるかと思うので、よろしく願います。
- 村尾副委員長：市道2-7号線についての早期決着ということについて、説明会をされたとの話であったが、周辺の地域の皆さんが知っているとか、納得しているとかいうレベルではないように思う。きめ細かに説明会なりをしていくということが必要ではないかと思うので、その点を付け加えていただきたいと思う。
- 建設課長：ただ今の提言であるが、議会主催の市民との意見交換会時にそのよ

うな意見があったというようなことも伺った。関係地権者の方には12月中に、予定している区域の関係する地権者の方、隣接者の方にはご案内申し上げて、石橋のきらら館で開催させていただいたところ、関係者の方お二方で見えているケースもあったが、全部で50名弱程度の方にお集まりいただき、全体の計画を説明させていただいた。その中には、大幅に物件移転等かかるような関係者の方もいらっしゃったので、個別のご意見もいただいたところである。それらを踏まえて、年明けに現地の測量をさせていただいて、机上での計画図ではなく、具体的な影響する範囲とか、今後お示ししないと具体的な説明もできないので、境界立会についても実施させていただいた。これについて、平日と休日と行ったが、天気も雪が降るような日であったということもあり、全員の方ではなかったが、立会していただいている方にはまた予定して、境界立会をお願いする段階まで来ている。意見交換会当時は、まだこの事業の中身がわからないというご意見があったと思うが、その段階からすると、影響する方、関係する方については、概ね市ではどういったことを考えているのか、計画しているのかご理解いただいている状況になっていると思う。今後ご意見いただいたとおり、現地のほうも大幅に環境も変わってくる状況であるので、慎重に対応していきたいというふうに考えている。

5 その他
なし

閉会